

## 令和5年度 松戸市病院事業職員採用試験受験案内 (有資格者・第12回)

松戸市病院事業では、令和6年度採用予定者を次のとおり募集します。

### 1 試験区分・募集人数・受験資格・主な職務内容

試験区分	募集人数	受験資格 及び 主な職務内容
保健師 (有資格者)	1名	【受験資格】 有資格者で、採用日現在45歳以下の方  【主な職務内容】 患者対応業務 ・人間ドック開始準備 ・健康診断（一般健診） ・健康相談 ・禁煙外来 ・外来自己注射指導（インスリン、小児成長ホルモン等） ・糖尿病患者会の運営業務 等

※ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。

※ 松戸市病院事業での採用となるため、松戸市役所等の市の機関への異動はありません。

### 2 採用日 令和6年4月1日

### 3 受験手続 郵送での申込のみとなりますので注意してください。

#### (1) 必要書類

- ① 松戸市病院事業 職員採用試験受験申込書（松戸市病院事業指定様式）
- ② 履歴書（松戸市病院事業指定様式）
- ③ 当該職種免許証の写し
- ④ 受験票返送用封筒
  - ・長形3号（12cm×23.5cm）の封筒（サイズ指定）をご用意ください。
  - ・封筒には、返送先郵便番号・住所・氏名を記入し、434円分の切手を貼付してください。
  - ・氏名の後に「様」と記入してください（「行」「宛」等は記入しないでください）。

※ 提出書類は、消すことができない黒インク又は黒ボールペンを使用し、全て本人が記入してください。

※ 受験票及び履歴書には、必ず同じ写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。

※ 提出書類①及び②は、松戸市立総合医療センターホームページからダウンロードできます。

#### (2) 募集期間

令和5年12月28日（木）～令和6年1月11日（木）（期間内必着）

(3) 受験票の交付

受験票は、受験票返信用封筒に入れ、令和6年1月15日（月）頃に簡易書留で郵送します。令和6年1月18日（木）までに受験票が届かない場合は、問合せ先までご連絡ください。

(4) 注意事項

- ① 書類に不備等があった場合、受験できないことがありますのでご注意ください。なお、記載事項に正しくないことが判明した場合は、合格取消しとなります。
- ② 今年度、同一職種を受験されている方は応募できません。
- ③ 同一試験日における複数の試験区分の申込及び申込後の試験区分の変更はできません。

#### 4 第1次試験の日程等

(1) 試験実施日 令和6年1月21日（日）午前9時00分から

※ 詳しい試験時間は、受験票返送時にお知らせします。

※ 試験実施日の変更はできません。

(2) 試験内容 ① 択一式教養試験（文書読解能力、数的能力、判断推理能力）

※ 知識の量ではなく、基礎的な能力及びその応用力を問う内容

② 択一式専門試験（公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論）

③ 小論文

④ 適性検査

(3) 試験会場 松戸市立総合医療センター 会議室（2階）

〒270-2296 千葉県松戸市千駄堀 993 番地の1

※ 第1次試験の合否は、令和6年1月30日（火）頃に文書で本人に発送します。

#### 5 第2次試験の日程等

第2次試験 第1次試験合格者に文書で通知します。

(1) 試験実施日 令和6年2月5日（月）から令和6年2月9日（金）までの間で指定する日

※ 試験日時は第1次試験合格者にお知らせします。

(2) 試験内容 個人面接

※ 第2次試験の合否は、令和6年2月20日（火）頃に文書で本人に発送します。

#### 6 不合格者への試験結果の開示について

受験者本人が、受験票及び運転免許証等の本人を確認できる書類を持参のうえ、直接お越してください。なお、電話・はがき等による請求及び代理人による請求では、開示することはできません。

開示対象者	開示内容	開示期間
第1次試験不合格者	順位及び総合得点	第1次試験結果通知発送日から1ヶ月間
第2次試験不合格者	順位及び総合得点	第2次試験結果通知発送日から1ヶ月間

## 7 勤務時間・休暇等（令和5年4月1日現在）

病院企業職員就業規則等により定められています。

- (1) 身 分 正規職員（地方公務員）
- (2) 勤務時間 原則として1週間につき38時間45分、1日7時間45分
- (3) 週 休 日 土曜日・日曜日
- (4) 休暇制度 年次有給休暇及び結婚・出産・忌引等の特別休暇があります。
- (5) そ の 他 育児休業制度、介護休業制度、地方公務員等共済組合法による給付等の共済制度等があります。

## 8 給 与

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等に基づき支給します。

- (1) 初任給は、免許取得後の経験年数に応じて、一定の基準により決定します。免許取得後に医療機関等で資格職として勤務し、その後に採用された場合、令和5年4月における初任給（地域手当を含む）は、次のとおりです。

免許取得後の経験年数	大学卒	短大3卒
免許取得後 5年	279,950円	276,320円
免許取得後 10年	303,160円	297,000円
免許取得後 15年	330,550円	325,820円

※ 就労していない期間は除算されます。

- (2) 上記のほかに、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当（賞与）、その他実績に応じた手当（時間外勤務手当等）が支給されます。
- (3) 今後の給与改定の状況によっては、初任給等の額が変動します。

### 【お問合せ先】

〒270-2296 千葉県松戸市千駄堀 993 番地の1

松戸市病院事業 事務局人事課

TEL 047-712-0715

E-MAIL [mchjinji@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mchjinji@city.matsudo.chiba.jp)

HP <https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/>